

大井町国土強靱化地域計画

2022年3月

大 井 町

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	1
第1項 計画の策定趣旨	1
第2項 大井町を強靱化する意義	1
第3項 計画の位置づけと期間	1
第2章 大井町の強靱化の基本的考え方	2
第1項 大井町の強靱化の基本目標	2
第2項 事前に備えるべき目標の設定	2
第3項 大井町に影響を及ぼす大規模自然災害	3
1) 地震	3
2) 風水害	4
3) 土砂災害	4
4) 火山噴火	4
第4項 起きてはならない最悪の事態の設定	5
第5項 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	7
第3章 大井町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	8
第1項 脆弱性評価の実施手順	8
第2項 脆弱性評価結果	9
第4章 推進すべき施策	10
第1節 事前に備えるべき目標ごとの推進方針	11
1) 直接死を最大限防ぐ	11
2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	14
3) 必要不可欠な行政機能は確保する	17
4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	19
5) 経済活動を機能不全に陥らせない	20
6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	22
7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	25
8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	27
第2節 分野ごとの推進方針	31
第1項 個別施策分野	31
1) 行政機能／消防／防災教育等	31

2) 住宅・都市・交通・国土保全	36
3) 保健医療・福祉	40
4) 情報通信	43
5) 産業・物流・エネルギー	45
6) 環境・農林水産	47
7) 土地利用	50
第2項 横断的分野	53
1) リスクコミュニケーション	53
2) 人材育成	56
第3節 重要業績指標（K P I）	58
第4節 大井町の強靱化のために優先的に取り組む施策	59
資料編	61
資料1 リスクシナリオの比較	63
資料2 脆弱性評価と対応【一覧】	64

第 1 章 計画の策定趣旨、位置づけ

第 1 項 計画の策定趣旨

2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、最大震度 7 の強い揺れと国内観測史上最大の津波により、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害が発生しました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が大気中に放出され、神奈川県においても放射線量が急激に上昇しました。本町においては、人的被害はなかったものの、震度 5 弱の揺れを記録し、町民生活に大きな影響を及ぼしました。

南海トラフ巨大地震については、今後 30 年間にマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は、70～80%と推計されています（2022（令和 4）年 1 月 1 日時点）。また、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨が多発しており、2019（令和元）年 9 月の「令和元年房総半島台風（台風第 15 号）」、同年 10 月の「令和元年東日本台風（台風第 19 号）」では、本町においても町民生活に大きな影響を及ぼしました。

こうした状況を踏まえ、国においては、2013（平成 25）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行しました。さらに、2014（平成 26）年 6 月には、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）が策定されました（2018（平成 30）年 12 月に改定）。

神奈川県においても、2017（平成 29）年 3 月に「神奈川県国土強靱化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定する等、強靱な県土づくりに向けた取組が進められています（2022（令和 4）年 3 月改定予定）。

本町においても、国等の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起きても、町が機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するための指針となる「大井町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

第 2 項 大井町を強靱化する意義

本計画によって、大規模自然災害から町民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧復興を可能にし、国・県全体の強靱化に積極的に貢献していくとともに、幅広い分野の強靱化を推進することにより、町の持続的成長の実現を図ります。

第 3 項 計画の位置づけと期間

本計画は、基本法第 13 条に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国基本計画や県地域計画と調和を図りつつ、町の基本的な指針である大井町第 6 次総合計画に整合させ、国土強靱化に関する本町の指針を示します。

計画期間は、2022（令和 4）年度を初年度とし、終期は大井町第 6 次総合計画前期基本計画と同じ 2025（令和 7）年度とします。

第2章 大井町の強靱化の基本的考え方

第1項 大井町の強靱化の基本目標

基本法では、第14条で、地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国基本計画の基本目標を踏襲し、次の4つを基本目標として、強靱化を推進します。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

第2項 事前に備えるべき目標の設定

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3項 大井町に影響を及ぼす大規模自然災害

町民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の地震災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向などにより大規模な風水害がひとたび発生すれば広域な範囲に甚大な被害をもたらすことから、本計画では大規模自然災害による影響を想定します。

1) 地震

本町に影響を及ぼした地震は、1923（大正 12）年の関東大震災、1983（昭和 58）年の神奈川県西部地震などがあります。

今後、想定される地震災害については、南海トラフ巨大地震等があります。南海トラフ巨大地震は、今後 30 年以内の発生確率が 70～80%とされ、本町では震度 5 強が想定されています。

■地震の発生状況

年月日	地震名	大井町における被害状況
1923（大正 12）年 9 月 1 日	関東大震災	死者 68 人、軽傷者 4 人、 全焼 3 戸、全壊 631 戸、半壊 429 戸など
1983（昭和 58）年 8 月 8 日	神奈川県西部地震	住宅屋根瓦一部損壊 4 棟、 路面舗装亀裂 1 か所、約 3 時間の停電など

※2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、大井町で震度 5 弱を観測しましたが、大きな被害はありませんでした。

■想定される地震

地震名	想定される震度	備考
都心南部直下地震	横浜市・川崎市を中心に震度 6 強 （大井町では震度 5 強～6 弱）	神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）
三浦半島断層群の地震	横須賀市三浦地域で震度 6 強 （大井町では震度 4～5 弱）	神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）
神奈川県西部地震	県西地域で震度 6 強 （大井町では震度 6 弱）	神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）
東海地震	県西地域で震度 6 弱 （大井町では震度 5 強）	神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）
南海トラフ巨大地震	県西地域で震度 6 弱 （大井町では震度 5 強）	マグニチュード 8～9 クラスの地震の 30 年以内の発生確率は 70%～80%（2022（令和 4）年 1 月 1 日時点） （地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価）
大正型関東地震	ほぼ県全域で震度 6 強以上 （大井町では震度 7）	神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）

2) 風水害

本町周辺には、本町西側を南北に縦断する2級河川の酒匂川及びその支流として本町北側隣接町である松田町南部を東西に横断する川音川が流れており、両河川の洪水浸水想定区域が本町平地部にも広範囲に指定されています。

近年、台風や集中豪雨により、局所的な河川の氾濫の発生が懸念されています。

■風水害の発生状況

区分	名称	被害状況（町外を含む）
台風	令和元年東日本台風	箱根町で期間降水量 1,001.5mm 南足柄市、松田町、山北町などで導水管破損等による断水が発生
豪雨	令和3年7月の大雨	伊豆諸島などで線状降水帯が発生 熱海市伊豆山で土石流災害発生（盛土が原因とされる）
	令和3年8月の大雨	丹沢湖で1時間降水量 104.5mm 九州北部、中国地方などで線状降水帯が発生

3) 土砂災害

集中豪雨や地震等を契機として発生する土砂災害への対策として、本町では、土砂災害警戒区域等が指定されています。

近年では違法に盛土された箇所です砂崩れが発生した例があります（熱海市等）。

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

土石流	15 区域（うち 9 区域は特別警戒区域）
急傾斜地の崩壊	28 区域（うち 26 区域は特別警戒区域、8 区域は隣接市町に跨る。）

4) 火山噴火

富士山の噴火による本町への影響は、溶岩流は最大で御殿場線以西まで到達する可能性が、火山灰は最大で 50cm 積もる可能性が、それぞれ指摘されています。

■富士山ハザードマップ（2021（令和3）年3月改定、富士山火山防災対策協議会）

火山	区分	想定される被害
富士山	溶岩流	大井町へは御殿場線以西に到達可能性
	火山灰	大井町は最大 50cm 想定： 火山灰の重さによって木造家屋が倒壊するおそれ

第4項 起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされています。本計画においては、国基本計画及び県地域計画の最悪の事態を参考にしつつ、町の地域特性や本計画が想定するリスクを踏まえ、8の「事前に備えるべき目標」に対して、35の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

■ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		R-No. (注)	起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動の維持への甚大な影響
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		R-No. (注)	起きてはならない最悪の事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による町土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

（注）以降、R-No. は、リスクシナリオ番号を示す。

第5項 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

国基本計画及び県地域計画の施策分野、町の状況を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策分野として、7つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

①行政機能／消防／防災教育等
②住宅・都市・交通・国土保全
③保健医療・福祉
④情報通信
⑤産業・物流・エネルギー
⑥環境・農林水産
⑦土地利用

【横断的分野】

1) リスクコミュニケーション
2) 人材育成

第3章 大井町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

第1項 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、本計画の策定に先立ち、大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を引き起こさないように対策を講じることができているかを評価するものです。

評価に当たっては、はじめに、大規模自然災害の被害シナリオと生じる被害を整理した上で、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。【STEP 1、STEP 2】

次に、大井町第6次総合計画との整合を図る観点から、前期基本計画の個別の施策ごとに、設定した最悪の事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本町の取組を把握し、事態の発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性の評価を行いました。【STEP 3、STEP 4】

脆弱性評価の結果を受けて、事前に備えるべき目標や施策分野ごとに、大井町第6次総合計画の施策順に沿って、今後の推進方針を策定しています。【STEP 5】

■ 脆弱性評価の手順

第2章 大井町の強靱化の基本的考え方

STEP 1：想定するリスクの設定

STEP 2：事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

STEP 3：リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

第3章 大井町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

STEP 4：リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

第4章 推進すべき施策

STEP 5：事前に備えるべき目標・施策分野ごとの推進方針立案

第2項 脆弱性評価結果

大規模自然災害による 35 のリスクシナリオを抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価しました。評価結果のポイントは次のとおりです。

■ 脆弱性評価結果のポイント

- 平時からの取組**：平時から人命保護、社会生活・経済の維持、財産・施設被害の最小化に向けて取り組み、災害後の迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要です。
- 住宅・建築物の耐震化**：人命を保護する観点から防災・減災に対応した施設整備が重要であり、住宅・建築物の耐震化の推進が必要です。
- 避難所・資機材の充実**：災害発生に備え、避難所施設の充実や救助用資機材、救助・搜索・搬送手段の確保等が必要です。
- 救急医療体制の確保**：救急医療体制の充実を図ることが必要です。大規模自然災害が発生した場合、本町の医療体制では対応が困難であることから、広域的な支援が受けられるよう体制確保が必要です。
- 共助体制の強化**：災害時には町民がお互いに協力し合う「共助」が重要です。消防団や自主防災組織と連携を図るとともに、町民の共助の意識醸成、さらには地域内における要介護者の把握、被災者支援等の共助体制を強化し、地域の防災力を高める必要があります。
- インフラの強靱化・BCP（※）**：社会生活・経済活動を維持する観点から、道路や上下水道、河川、水路等の各種インフラ施設の耐震化・老朽化対策に取り組み、災害に強いインフラを整備する必要があります。また、地域経済活動の維持や迅速な回復に向け、平時から企業や個人事業者等との連携を強固なものとし、災害発生時には速やかな支援を行い、事業の継続が図れるようにする必要があります。
- 情報伝達手段の確保**：大規模自然災害発生時には災害関連情報を町民に対して迅速かつ的確に広報することが重要です。このことから、複数媒体による情報伝達手段の確保を図る必要があります。

※BCP：Business Continuity Plan の略であり、業務継続計画のこと。大規模災害が発生すると、町民だけでなく行政も大きな被害を受けることが予想され、人・物・情報等利用できる資源が限定される中において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定める計画である。なお、中小企業向けには、中小企業庁により簡易型 BCP である「事業継続力強化計画」の作成支援が行われている。

第4章 推進すべき施策

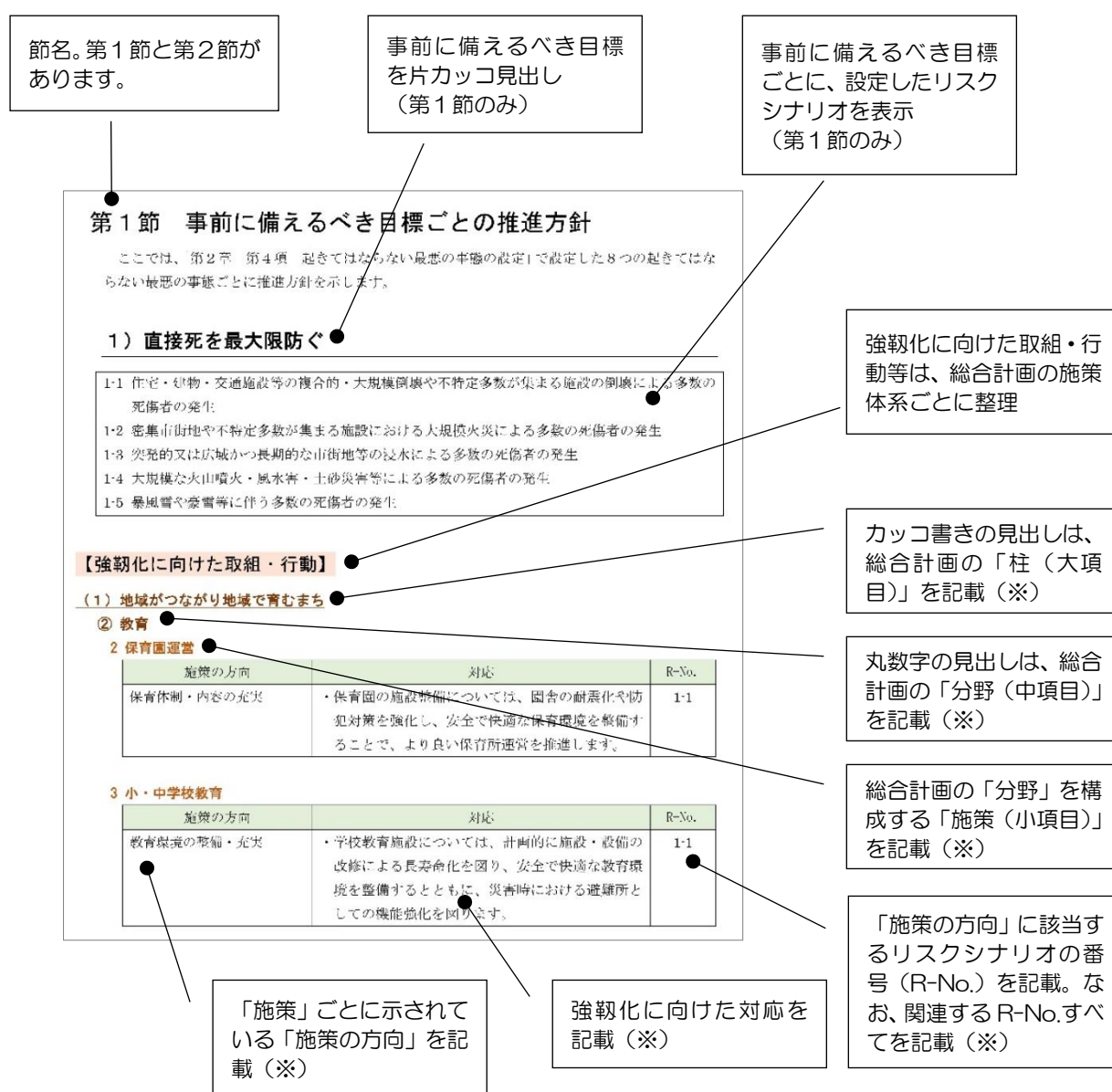
事前に備えるべき目標及び施策分野について、それぞれ推進すべき施策を整理します。

「第1節 事前に備えるべき目標ごとの推進方針」では、「第2章 第4項 起きてはならない最悪の事態の設定」で設定した8つの起きてはならない最悪の事態ごとに推進方針を示します。

「第2節 分野ごとの推進方針」では、「第2章 第5項 施策分野の設定」で設定した7つの個別施策分野と2つの横断的分野についての推進方針を示します。

なお、整理は、大井町第6次総合計画との整合を図る観点から、前期基本計画の個別の施策ごとに行っており、その見方は、以下のとおりです。

■ 「第4章 推進すべき施策」の見方



（※）は、第1節と第2節共通。

第1節 事前に備えるべき目標ごとの推進方針

ここでは、「第2章 第4項 起きてはならない最悪の事態の設定」で設定した8つの起きてはならない最悪の事態ごとに推進方針を示します。

1) 直接死を最大限防ぐ

- 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
- 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- 1-4 大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
- 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【強靱化に向けた取組・行動】

(1) 地域がつながり地域で育むまち

② 教育

2 保育園運営

施策の方向	対応	R-No.
保育体制・内容の充実	・ 保育園の施設整備については、園舎の耐震化や防犯対策を強化し、安全で快適な保育環境を整備することで、より良い保育所運営を推進します。	1-1

3 小・中学校教育

施策の方向	対応	R-No.
教育環境の整備・充実	・ 学校教育施設については、計画的に施設・設備の改修による長寿命化を図り、安全で快適な教育環境を整備するとともに、災害時における避難所としての機能強化を図ります。	1-1

③ 文化

2 生涯スポーツ

施策の方向	対応	R-No.
スポーツ施設の充実	・ 総合体育館を始めとした各スポーツ施設の適切な維持管理に努め、あわせて災害時における避難・活動拠点として機能強化を図ります。	1-1

3 文化財の保護と活用

施策の方向	対応	R-No.
文化財の保護と活用	・文化財は町民のアイデンティティの一部を担っていることから、防災対策を推進します。	1-2 1-4 1-5 7-1 8-4

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進	・地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連
地域防災体制の充実	・県と連携のもと、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊対策工事を促進します。	1-4 1-5 7-5

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

1 市街地の整備

施策の方向	対応	R-No.
災害に強いまちづくり	・大規模地震や大雨などの自然災害の発生に備えて、道路・水路の整備を推進します。	1-1 6-4
にぎわいのある拠点の形成	・「未病バレー BIOTOPIA (ビオトピア)」については、地域の活性化に寄与するにぎわいのある拠点の形成を促進しており、あわせて防災対策を推進します。	1-2

2 道路・水路

施策の方向	対応	R-No.
水路の整備	・年々勢力を増しているゲリラ豪雨や台風による浸水被害を軽減させるため、市街地における未整備水路の解消や、開発に伴う雨水排水対策を推進します。 ・ボトルネックとなっているＪＲ御殿場線と交差する水路の改善のため、鉄道事業者と協議を進めます。 ・水路内に堆積した土砂の浚渫を行い溢水による被害を軽減します。	1-3

(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

① 農業・商業・工業

1 農業

施策の方向	対応	R-No.
農業生産基盤の整備	・地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設など都市基盤整備とあわせた農業用道水路を整備します。 ・農地の集積・集約化を推進するなかで効果的な農業生産基盤の整備を進めます。 ・既存施設を有効かつ安全に活用するため、十分な点検を行うとともに、計画的な改修や修繕を行います。	1-4 1-5 7-5

② 観光

1 観光

施策の方向	対応	R-No.
観光の拠点づくり	・農業体験施設「四季の里」やおおいゆめの里などの観光資源は、観光客をはじめとして多くの人の集まる施設であり、防災対策の強化を図ります。	1-2

2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
- 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【強靱化に向けた取組・行動】

(2) みんなが笑顔になれるまち

② 健康

1 健康づくり

施策の方向	対応	R-No.
健康づくりの推進	・ 町民の健康づくりを進め、災害発生時においても困難を乗り越えられる心身の健康づくりを促進します。 ・ 感染症対策として、予防接種法に基づく各種予防接種を実施するとともに、災害発生時には避難所の運営や感染症のまん延防止対策を徹底します。	2-6 2-7

2 地域医療

施策の方向	対応	R-No.
医療体制の充実	・ 町民がいつでも安心して医療を受けられるように、関係医療機関との更なる連携強化を図り、持続可能な地域医療体制づくりを促進するとともに、災害発生時を想定した準備を進めます。 ・ 災害時に医療救護活動が円滑にできるように、医療救護体制の整備・充実を図るとともに、傷病者や被災者ケアのため、職員の知識の習得及び対応マニュアルの作成について検討します。 ・ 新型コロナウイルスなどの感染症に対応するため、役場や保健福祉センターなどの町有施設に予防対策物品の備蓄を進めます。	2-5 2-6 2-7

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

1 消防・救急対策

施策の方向	対応	R-No.
消防体制の維持と消防施設の充実	・小田原市消防本部と消防団との連携を強化するとともに、消防団のあり方の検証と消防団機能の維持に努めます。 ・消防水利の確保や老朽化した施設・車両・資機材などの更新を計画的に実施します。	2-3
救急医療体制の強化	・小田原消防本部や医療機関との連携を強化し、救急体制や災害時の医療救護体制の整備を推進します。	2-3 2-5

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに 関連

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

2 道路・水路

施策の方向	対応	R-No.
幹線道路の整備	・「都市計画道路金子開成和田河原線」は、県及び関係機関との調整を行い、町として必要な用地確保を行うなど、早期完成をめざします。 ・交通量の増加が見込まれる「町道4・5号線」については、県道昇格と整備促進を図ります。	2-2 6-4

3 上水道

施策の方向	対応	R-No.
水源の保全	・安全で安定した水供給のため、水源地周辺における地下水位などの現況把握に努めるとともに、水質に影響が懸念される土地利用の変化について監視していきます。	2-1
施設設備の更新及び耐震化	・水の安定供給のため、配水管をはじめ、各施設・設備などについて、老朽化・耐用年数等に配慮しながら更新・改良を推進します。	2-1 6-2

(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

① 農業・商業・工業

1 農業

施策の方向	対応	R-No.
有害鳥獣による農作物被害の抑止	・鳥獣被害対策実施隊と連携して有害鳥獣の捕獲を行います。 ・防護柵の設置や新技術の導入を行います。 ・有害鳥獣の捕獲従事者の人材確保を推進するとともに、捕獲後の個体処理方法についても検討を進めます。	2-1

② 観光

1 観光

施策の方向	対応	R-No.
観光資源の開発と PR	・観光やハイキングコースなどへの観光客が、災害時に安心して避難行動がとれるよう適切な情報発信とともに、帰宅困難者対策の取組を推進します。	2-4

(6) 計画を実現できるまち

② 広域行政

1 広域行政

施策の方向	対応	R-No.
広域体制の充実	・増大する広域行政課題に適切に対処するため、近隣市町との連携・調整を図るとともに、災害時応援協定の締結を進めるなど、広域行政体制の充実に努めます。	2-2 8-3

3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【強靱化に向けた取組・行動】

(2) みんなが笑顔になれるまち

③ 福祉

4 社会保障

施策の方向	対応	R-No.
町営住宅の適切な運営	・町営住宅の老朽化等に対して計画的に建物の補修などを行い、管理コストの削減と良好な住環境の維持に取り組みます。	3-1

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連
災害備蓄品の充実と防災資機材倉庫の整備	・災害の発生に備え、食料・生活用品・資機材などの備蓄の充実を図るとともに、各種応援協定等による支援の確保と受援体制の整備を推進します。 ・支援・受援の拠点となる防災備蓄倉庫の管理運営に取り組みます。	3-1 7-3

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

6 公共施設

施策の方向	対応	R-No.
公共施設マネジメントの推進	・ 公共施設等個別施設計画及び学校施設長寿命化計画などに基づき、将来の財政負担や利用需要の変化等に配慮した公共施設の老朽化などに対する維持管理や整備等を推進します。	3-1

② 環境

4 公園・緑地

施策の方向	対応	R-No.
公園の管理・活用	・ 既設の公園の再整備や管理を地域住民の協力を得て推進するとともに、災害時における防災公園としての機能を適正配置していきます。	3-1

(6) 計画を実現できるまち

① 行財政運営

1 行政運営

施策の方向	対応	R-No.
行政運営の適正化	・ 組織機構と職員定数の適正化や職員研修などによる職員の資質向上に努め、横断的な行政運営を図るとともに、災害時において適切な対応ができるよう研修・訓練等を推進します。	3-1

4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【強靱化に向けた取組・行動】

(1) 地域がつながり地域で育むまち

① 協働

1 情報の共有

施策の方向	対応	R-No.
情報の発信	・SNSや広報紙、町ホームページ、地域情報誌などを活用して町内外へ積極的に情報を発信します。	4-1
		4-2
		4-3
	・緊急時には、SNSや町ホームページなどを活用した情報伝達を行います。	6-5
		8-6

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連

5) 経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動の維持への甚大な影響
- 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
- 5-3 食料等の安定供給の停滞

【強靱化に向けた取組・行動】

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・ 地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・ 防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

5 地域公共交通

施策の方向	対応	R-No.
持続可能な公共交通ネットワークの形成	・ 公共交通に係る事業を効率的・効果的に進め、持続可能な公共交通ネットワークの形成に努めます。	5-2 6-4

(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

① 農業・商業・工業

2 商業・工業

施策の方向	対応	R-No.
商業の活性化	・ 地域経済の活性化を図るため、地域商工業を支える関係団体へ支援を行い、町民の安定した消費生活を支えます。 ・ 町内産の農産物を使用した加工品などの生産にあたり、農業生産者と商工業者の原材料流通体制を確立するとともに、地産地消を促進します。 ・ 大井中央土地区画整理事業地内への商業施設の整備を促進します。	5-3

6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
- 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
- 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
- 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
- 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【強靱化に向けた取組・行動】

（１）地域がつながり地域で育むまち

① 協働

1 情報の共有

施策の方向	対応	R-No.
情報の発信【再掲】	・ SNSや広報紙、町ホームページ、地域情報誌などを活用して町内外へ積極的に情報を発信します。 ・ 緊急時には、SNSや町ホームページなどを活用した情報伝達を行います。	4-1
		4-2
		4-3
		6-5
		8-6

（３）みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・ 地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・ 防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

1 市街地の整備

施策の方向	対応	R-No.
災害に強いまちづくり【再掲】	・大規模地震や大雨などの自然災害の発生に備えて、道路・水路の整備を推進します。	1-1 6-4
景観の保全	・恵まれた自然景観を保全するとともに、ブロック塀の生け垣化など市街地における都市景観の形成を促進します。	6-4
再生可能エネルギーの活用	・再生可能エネルギーの効率的な活用を検討し、町民が安心して暮らすことができる環境を創出するとともに地域経済の活性化が図れるよう、エネルギーの最適利用と非常時のエネルギー供給の確保に努めます。	6-1

2 道路・水路

施策の方向	対応	R-No.
幹線道路の整備【再掲】	・「都市計画道路金子開成和田河原線」は、県及び関係機関との調整を行い、町として必要な用地確保を行うなど、早期完成をめざします。 ・交通量の増加が見込まれる「町道4・5号線」については、県道昇格と整備促進を図ります。	2-2 6-4
道路の整備	・道路及び交差点の改良や歩道の整備など、交通安全対策を計画的に推進します。 ・J R 御殿場線と交差する道路の改善を図るため、鉄道事業者との協議を進め改善を図ります。 ・丘陵地域における集落間道路の整備を推進します。 ・老朽化した橋りょうや道路施設などは、計画的な修繕を行い長寿命化を促進します。 ・道路ネットワークの拡充を図るとともに、防災拠点へのアクセス強化及び災害時における道路交通機能の確保・安全性の向上を図ります。	6-4

3 上水道

施策の方向	対応	R-No.
施設設備の更新及び耐震化【再掲】	・水の安定供給のため、配水管をはじめ、各施設・設備などについて、老朽化・耐用年数等に配慮しながら更新・改良を推進します。	2-1 6-2

4 下水道

施策の方向	対応	R-No.
計画的な修繕・改築	・ 下水道施設の修繕・改築等を計画的かつ効率的に推進するとともに、不明水侵入や道路陥没などの防止を図ります。	6-3

5 地域公共交通

施策の方向	対応	R-No.
持続可能な公共交通ネットワークの形成【再掲】	・ 公共交通に係る事業を効率的・効果的に進め、持続可能な公共交通ネットワークの形成に努めます。	5-2 6-4

② 環境

3 生活衛生

施策の方向	対応	R-No.
生活排水・し尿の適正処理	・ 生活排水による公共用水域の汚染防止のため、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置の促進、並びに維持管理補助金制度による適正な維持管理の促進を図ります。 ・ 足柄上衛生組合の処理施設の適正な維持管理を推進し、し尿などの安定処理を図ります。	6-3

7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

- 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
- 7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
- 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
- 7-5 農地・森林等の被害による町土の荒廃

【強靱化に向けた取組・行動】

(1) 地域がつながり地域で育むまち

③ 文化

3 文化財の保護と活用

施策の方向	対応	R-No.
文化財の保護と活用【再掲】	・文化財は町民のアイデンティティの一部を担っていることから、防災対策を推進します。	1-2 1-4 1-5 7-1 8-4

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連
地域防災体制の充実【再掲】	・県と連携のもと、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊対策工事を促進します。	1-4 1-5 7-5

施策の方向	対応	R-No.
災害備蓄品の充実と防災資機材倉庫の整備【再掲】	・災害の発生に備え、食料・生活用品・資機材などの備蓄の充実を図るとともに、各種応援協定等による支援の確保と受援体制の整備を推進します。 ・支援・受援の拠点となる防災備蓄倉庫の管理運営に取り組みます。	3-1 7-3

（４）将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

1 市街地の整備

施策の方向	対応	R-No.
災害に強いまちづくり【再掲】	・建築物の耐震化の促進による避難路・緊急輸送路の確保など、地域防災計画と連携した都市防災機能の向上を図ります。	7-1 7-2
空家対策の促進	・空家の適正管理と利活用促進のため、空家の実態把握と有効な情報提供に努めるとともに、地域の生活環境に悪影響を及ぼす空家については、早期に対策を講じます。	7-2

② 環境

2 環境共生

施策の方向	対応	R-No.
環境汚染の防止	・神奈川県生活環境の保全等に関する条例や関係法令などに基づき、公害の発生防止や発生時の早期対応を図るため、県と連携し、立ち入り調査及び指導などを行うとともに、災害発生時における対策を構築します。	7-4

（５）地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

① 農業・商業・工業

1 農業

施策の方向	対応	R-No.
農業生産基盤の整備【再掲】	・地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設など都市基盤整備とあわせた農業用道水路を整備します。 ・農地の集積・集約化を推進するなかで効果的な農業生産基盤の整備を進めます。 ・既存施設を有効かつ安全に活用するため、十分な点検を行うとともに、計画的な改修や修繕を行います。	1-4 1-5 7-5

8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
- 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
- 8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

【強靱化に向けた取組・行動】

（１）地域がつながり地域で育むまち

① 協働

1 情報の共有

施策の方向	対応	R-No.
情報の発信【再掲】	・ SNSや広報紙、町ホームページ、地域情報誌などを活用して町内外へ積極的に情報を発信します。 ・ 緊急時には、SNSや町ホームページなどを活用した情報伝達を行います。	4-1
		4-2
		4-3
		6-5
		8-6

2 まちづくりへの町民参加

施策の方向	対応	R-No.
地域活動の促進	・ 町内団体を対象とした助成制度を充実し、町民による防災活動を含めた地域活動を促進します。	8-2 8-4

4 自治活動

施策の方向	対応	R-No.
自治活動の支援	- 自治会と連携を図るとともに、助成制度や自治会担当職員制度などにより、災害時においても持続可能な組織づくりを支援します。 - 町民が積極的に自治活動に参加できるような地域コミュニティづくりを進め、災害時における支え合いの基盤づくりを進めます。	8-2 8-4
自治活動拠点の整備支援	自治会からの要望に基づき、自治活動の拠点となり、災害時において地域防災活動の拠点となる集会施設の整備、機能強化を支援します。	8-2 8-4

③ 文化

3 文化財の保護と活用

施策の方向	対応	R-No.
文化財の保護と活用【再掲】	文化財は町民のアイデンティティの一部を担っていることから、防災対策を推進します。	1-2 1-4 1-5 7-1 8-4

(2) みんなが笑顔になれるまち

③ 福祉

1 地域福祉

施策の方向	対応	R-No.
地域福祉を担う人づくり	- 住民が交流する機会の提供や福祉のこころを育む福祉教育の充実を推進します。 - 地域での支え合い活動を促進するため、社会福祉協議会との連携を強化します。	8-2
安心して暮らせるまちづくり	包括的な相談支援体制の整備と災害や防災に備えた支え合いの地域づくり、福祉施設の改修等による環境整備支援に取り組みます。	8-2

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・ 地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・ 防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連
地域防災体制の充実【再掲】	・ 地域防災力の維持・強化を図るため、各自治会が実施する自主防災組織活動を支援します。 ・ 各種防災研修事業の実施、防災士活動の普及と活動支援などを通じて、地域防災のリーダー育成を推進します。	8-2
防災意識の高揚	・ ハザードマップや町広報紙などの刊行物をはじめ、ホームページやメール配信サービスなどネット環境への掲示や配信を活用した多様な情報発信を推進します。 ・ 自主防災組織リーダー研修や出前講座など、直接町民と防災に関し対話できる機会を多く創設し、住民理解が深まるよう防災に係る啓発活動を推進します。 ・ 具体的な課題を掲げた防災訓練を実施することで、参加者の防災意識の高揚を図ります。	8-2
要配慮者支援体制の整備	・ 心身機能や意思疎通などに困難を伴うことが予想される要配慮者に対する災害時の安全確保・避難行動やその後の避難生活について、関係機関と連携し支援体制を整備します。	8-2

3 防犯対策

施策の方向	対応	R-No.
防犯対策と防犯施設の充実	・ 自主的な防犯ボランティア（にこにこパトロール隊）の活動支援など、地域ぐるみの防犯体制の充実、災害発生時における防犯対策の充実を図ります。	8-2

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

② 環境

1 低炭素・循環型社会

施策の方向	対応	R-No.
廃棄物の適正処理	・足柄東部清掃組合の処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、1市5町及び関係機関との協議によりごみ処理の広域化を推進し、環境に配慮した廃棄物の適正処理を行います。 ・災害時に発生する災害廃棄物について、集積所の確保等対策を構築します。	8-1

(6) 計画を実現できるまち

② 広域行政

1 広域行政

施策の方向	対応	R-No.
広域体制の充実【再掲】	・増大する広域行政課題に適切に対処するため、近隣市町との連携・調整を図るとともに、災害時応援協定の締結を進めるなど、広域行政体制の充実に努めます。	2-2 8-3

第2節 分野ごとの推進方針

ここでは、「第2章 第5項 施策分野の設定」で設定した7つの個別施策分野と2つの横断的分野についての推進方針を示します。

第1項 個別施策分野

1) 行政機能／消防／防災教育等

(1) 地域がつながり地域で育むまち

① 協働

4 自治活動

施策の方向	対応	R-No.
自治活動拠点の整備支援	・自治会からの要望に基づき、自治活動の拠点となり、災害時において地域防災活動の拠点となる集会施設の整備、機能強化を支援します。	8-2 8-4

② 教育

2 保育園運営

施策の方向	対応	R-No.
保育体制・内容の充実	・保育園の施設整備については、園舎の耐震化や防犯対策を強化し、安全で快適な保育環境を整備することで、より良い保育所運営を推進します。	1-1

3 小・中学校教育

施策の方向	対応	R-No.
教育環境の整備・充実	・学校教育施設については、計画的に施設・設備の改修による長寿命化を図り、安全で快適な教育環境を整備するとともに、災害時における避難所としての機能強化を図ります。	1-1

③ 文化

2 生涯スポーツ

施策の方向	対応	R-No.
スポーツ施設の充実	・総合体育館を始めとした各スポーツ施設の適切な維持管理に努め、あわせて災害時における避難・活動拠点として機能強化を図ります。	1-1

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

1 消防・救急対策

施策の方向	対応	R-No.
消防体制の維持と消防施設の充実	・小田原市消防本部と消防団との連携を強化するとともに、消防団のあり方の検証と消防団機能の維持に努めます。 ・消防水利の確保や老朽化した施設・車両・資機材などの更新を計画的に実施します。	2-3
救急医療体制の強化	・小田原消防本部や医療機関との連携を強化し、救急体制や災害時の医療救護体制の整備を推進します。	2-3 2-5

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進	・地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連
地域防災体制の充実	・地域防災力の維持・強化を図るため、各自治会が実施する自主防災組織活動を支援します。 ・各種防災研修事業の実施、防災士活動の普及と活動支援などを通じて、地域防災のリーダー育成を推進します。	8-2
防災意識の高揚	・ハザードマップや町広報紙などの刊行物をはじめ、ホームページやメール配信サービスなどネット環境への掲示や配信を活用した多様な情報発信を推進します。 ・自主防災組織リーダー研修や出前講座など、直接町民と防災に関し対話できる機会を多く創設し、住民理解が深まるよう防災に係る啓発活動を推進します。 ・具体的な課題を掲げた防災訓練を実施することで、参加者の防災意識の高揚を図ります。	8-2

施策の方向	対応	R-No.
災害備蓄品の充実と防災資機材倉庫の整備	・災害の発生に備え、食料・生活用品・資機材などの備蓄の充実を図るとともに、各種応援協定等による支援の確保と受援体制の整備を推進します。 ・支援・受援の拠点となる防災備蓄倉庫の管理運営に取り組みます。	3-1 7-3

3 防犯対策

施策の方向	対応	R-No.
防犯対策と防犯施設の充実	・自主的な防犯ボランティア（にこにこパトロール隊）の活動支援など、地域ぐるみの防犯体制の充実、災害発生時における防犯対策の充実を図ります。	8-2

（４）将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

1 市街地の整備

施策の方向	対応	R-No.
災害に強いまちづくり	・建築物の耐震化の促進による避難路・緊急輸送路の確保など、地域防災計画と連携した都市防災機能の向上を図ります。	7-1 7-2
空家対策の促進	・空家の適正管理と利活用促進のため、空家の実態把握と有効な情報提供に努めるとともに、地域の生活環境に悪影響を及ぼす空家については、早期に対策を講じます。	7-2

2 道路・水路

施策の方向	対応	R-No.
幹線道路の整備	・「都市計画道路金子開成和田河原線」は、県及び関係機関との調整を行い、町として必要な用地確保を行うなど、早期完成をめざします。 ・交通量の増加が見込まれる「町道４・５号線」については、県道昇格と整備促進を図ります。	2-2 6-4

施策の方向	対応	R-No.
道路の整備	・道路及び交差点の改良や歩道の整備など、交通安全対策を計画的に推進します。 ・J R 御殿場線と交差する道路の改善を図るため、鉄道事業者との協議を進め改善を図ります。 ・丘陵地域における集落間道路の整備を推進します。 ・老朽化した橋りょうや道路施設などは、計画的な修繕を行い長寿命化を促進します。 ・道路ネットワークの拡充を図るとともに、防災拠点へのアクセス強化及び災害時における道路交通機能の確保・安全性の向上を図ります。	6-4

3 上水道

施策の方向	対応	R-No.
水源の保全	・安全で安定した水供給のため、水源地周辺における地下水位などの現況把握に努めるとともに、水質に影響が懸念される土地利用の変化について監視していきます。	2-1

6 公共施設

施策の方向	対応	R-No.
公共施設マネジメントの推進	・公共施設等個別施設計画及び学校施設長寿命化計画などに基づき、将来の財政負担や利用需要の変化等に配慮した公共施設の老朽化などに対する維持管理や整備等を推進します。	3-1

② 環境

1 低炭素・循環型社会

施策の方向	対応	R-No.
廃棄物の適正処理	・足柄東部清掃組合の処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、1 市 5 町及び関係機関との協議によりごみ処理の広域化を推進し、環境に配慮した廃棄物の適正処理を行います。 ・災害時に発生する災害廃棄物について、集積所の確保等対策を構築します。	8-1

4 公園・緑地

施策の方向	対応	R-No.
公園の管理・活用	・既設の公園の再整備や管理を地域住民の協力を得て推進するとともに、災害時における防災公園としての機能を適正配置していきます。	3-1

(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

② 観光

1 観光

施策の方向	対応	R-No.
観光の拠点づくり	・農業体験施設「四季の里」やおおいゆめの里などの観光資源は、観光客をはじめとして多くの人の集まる施設であり、防災対策の強化を図ります。	1-2
観光資源の開発と PR	・観光やハイキングコースなどへの観光客が、災害時に安心して避難行動がとれるよう適切な情報発信とともに、帰宅困難者対策の取組を推進します。	2-4

(6) 計画を実現できるまち

① 行財政運営

1 行政運営

施策の方向	対応	R-No.
行政運営の適正化	・組織機構と職員定数の適正化や職員研修などによる職員の資質向上に努め、横断的な行政運営を図るとともに、災害時において適切な対応ができるよう研修・訓練等を推進します。	3-1

② 広域行政

1 広域行政

施策の方向	対応	R-No.
広域体制の充実	・増大する広域行政課題に適切に対処するため、近隣市町との連携・調整を図るとともに、災害時応援協定の締結を進めるなど、広域行政体制の充実に努めます。	2-2 8-3

2) 住宅・都市・交通・国土保全

(2) みんなが笑顔になれるまち

③ 福祉

4 社会保障

施策の方向	対応	R-No.
町営住宅の適切な運営	・町営住宅の老朽化等に対して計画的に建物の補修などを行い、管理コストの削減と良好な住環境の維持に取り組みます。	3-1

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべて に関連
地域防災体制の充実【再掲】	・県と連携のもと、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊対策工事を促進します。	1-4 1-5 7-5
災害備蓄品の充実と防災資機材倉庫の整備【再掲】	・災害の発生に備え、食料・生活用品・資機材などの備蓄の充実を図るとともに、各種応援協定等による支援の確保と受援体制を整備を推進します。 ・支援・受援の拠点となる防災備蓄倉庫の管理運営に取り組みます。	3-1 7-3

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

1 市街地の整備

施策の方向	対応	R-No.
災害に強いまちづくり【再掲】	・大規模地震や大雨などの自然災害の発生に備えて、道路・水路の整備を推進します。 ・建築物の耐震化の促進による避難路・緊急輸送路の確保など、地域防災計画と連携した都市防災機能の向上を図ります。	1-1 6-4 7-1 7-2
景観の保全	・恵まれた自然景観を保全するとともに、ブロック塀の生け垣化など市街地における都市景観の形成を促進します。	6-4
にぎわいのある拠点の形成	・「未病バレー BIOTOPIA (ビオトピア)」については、地域の活性化に寄与するにぎわいのある拠点の形成を促進しており、あわせて防災対策を推進します。	1-2
空家対策の促進【再掲】	・空家の適正管理と利活用促進のため、空家の実態把握と有効な情報提供に努めるとともに、地域の生活環境に悪影響を及ぼす空家については、早期に対策を講じます。	7-2

2 道路・水路

施策の方向	対応	R-No.
幹線道路の整備【再掲】	・「都市計画道路金子開成和田河原線」は、県及び関係機関との調整を行い、町として必要な用地確保を行うなど、早期完成をめざします。 ・交通量の増加が見込まれる「町道4・5号線」については、県道昇格と整備促進を図ります。	2-2 6-4
道路の整備【再掲】	・道路及び交差点の改良や歩道の整備など、交通安全対策を計画的に推進します。 ・JR御殿場線と交差する道路の改善を図るため、鉄道事業者との協議を進め改善を図ります。 ・丘陵地域における集落間道路の整備を推進します。 ・老朽化した橋りょうや道路施設などは、計画的な修繕を行い長寿命化を促進します。 ・道路ネットワークの拡充を図るとともに、防災拠点へのアクセス強化及び災害時における道路交通機能の確保・安全性の向上を図ります。	6-4

施策の方向	対応	R-No.
水路の整備	・年々勢力を増しているゲリラ豪雨や台風による浸水被害を軽減させるため、市街地における未整備水路の解消や、開発に伴う雨水排水対策を推進します。 ・ボトルネックとなっているＪＲ御殿場線と交差する水路の改善のため、鉄道事業者と協議を進めます。 ・水路内に堆積した土砂の浚渫を行い溢水による被害を軽減します。	1-3

3 上水道

施策の方向	対応	R-No.
水源の保全【再掲】	・安全で安定した水供給のため、水源地周辺における地下水位などの現況把握に努めるとともに、水質に影響が懸念される土地利用の変化について監視していきます。	2-1
施設設備の更新及び耐震化	・水の安定供給のため、配水管をはじめ、各施設・設備などについて、老朽化・耐用年数等に配慮しながら更新・改良を推進します。	2-1 6-2

4 下水道

施策の方向	対応	R-No.
計画的な修繕・改築	・下水道施設の修繕・改築等を計画的かつ効率的に推進するとともに、不明水侵入や道路陥没などの防止を図ります。	6-3

5 地域公共交通

施策の方向	対応	R-No.
持続可能な公共交通ネットワークの形成	・公共交通に係る事業を効率的・効果的に進め、持続可能な公共交通ネットワークの形成に努めます。	5-2 6-4

6 公共施設

施策の方向	対応	R-No.
公共施設マネジメントの推進【再掲】	・公共施設等個別施設計画及び学校施設長寿命化計画などに基づき、将来の財政負担や利用需要の変化等に配慮した公共施設の老朽化などに対する維持管理や整備等を推進します。	3-1

② 環境

4 公園・緑地

施策の方向	対応	R-No.
公園の管理・活用【再掲】	・既設の公園の再整備や管理を地域住民の協力を得て推進するとともに、災害時における防災公園としての機能を適正配置していきます。	3-1

3) 保健医療・福祉

(2) みんなが笑顔になれるまち

② 健康

1 健康づくり

施策の方向	対応	R-No.
健康づくりの推進	・ 町民の健康づくりを進め、災害発生時においても困難を乗り越えられる心身の健康づくりを促進します。 ・ 感染症対策として、予防接種法に基づく各種予防接種を実施するとともに、災害発生時には避難所の運営や感染症のまん延防止対策を徹底します。	2-6 2-7

2 地域医療

施策の方向	対応	R-No.
医療体制の充実	・ 新型コロナウイルスなどの感染症に対応するため、役場や保健福祉センターなどの町有施設に予防対策物品の備蓄を進めます。	2-6 2-7

③ 福祉

1 地域福祉

施策の方向	対応	R-No.
安心して暮らせるまちづくり	・ 包括的な相談支援体制の整備と災害や防災に備えた支え合いの地域づくり、福祉施設の改修等による環境整備支援に取り組みます。	8-2

4 社会保障

施策の方向	対応	R-No.
町営住宅の適切な運営【再掲】	・ 町営住宅の老朽化等に対して計画的に建物の補修などを行い、管理コストの削減と良好な住環境の維持に取り組みます。	3-1

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・ 地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・ 防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連
要配慮者支援体制の整備	・ 心身機能や意思疎通などに困難を伴うことが予想される要配慮者に対する災害時の安全確保・避難行動やその後の避難生活について、関係機関と連携し支援体制を整備します。	8-2

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

3 上水道

施策の方向	対応	R-No.
水源の保全【再掲】	・ 安全で安定した水供給のため、水源地周辺における地下水位などの現況把握に努めるとともに、水質に影響が懸念される土地利用の変化について監視していきます。	2-1

4 下水道

施策の方向	対応	R-No.
計画的な修繕・改築【再掲】	・ 下水道施設の修繕・改築等を計画的かつ効率的に推進するとともに、不明水侵入や道路陥没などの防止を図ります。	6-3

6 公共施設

施策の方向	対応	R-No.
公共施設マネジメントの推進【再掲】	・ 公共施設等個別施設計画及び学校施設長寿命化計画などに基づき、将来の財政負担や利用需要の変化等に配慮した公共施設の老朽化などに対する維持管理や整備等を推進します。	3-1

② 環境

3 生活衛生

施策の方向	対応	R-No.
生活排水・し尿の適正処理	- 生活排水による公共用水域の汚染防止のため、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置の促進、並びに維持管理補助金制度による適正な維持管理の促進を図ります。 - 足柄上衛生組合の処理施設の適正な維持管理を推進し、し尿などの安定処理を図ります。	6-3

4) 情報通信

(1) 地域がつながり地域で育むまち

① 協働

1 情報の共有

施策の方向	対応	R-No.
情報の発信	・ SNSや広報紙、町ホームページ、地域情報誌などを活用して町内外へ積極的に情報を発信します。	4-1
		4-2
		4-3
	・ 緊急時には、SNSや町ホームページなどを活用した情報伝達を行います。	6-5
		8-6

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・ 地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・ 防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連
防災意識の高揚【再掲】	・ ハザードマップや町広報紙などの刊行物をはじめ、ホームページやメール配信サービスなどネット環境への掲示や配信を活用した多様な情報発信を推進します。 ・ 自主防災組織リーダー研修や出前講座など、直接町民と防災に関し対話できる機会を多く創設し、住民理解が深まるよう防災に係る啓発活動を推進します。 ・ 具体的な課題を掲げた防災訓練を実施することで、参加者の防災意識の高揚を図ります。	8-2

(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

② 観光

1 観光

施策の方向	対応	R-No.
観光資源の開発と PR【再掲】	・観光やハイキングコースなどへの観光客が、災害時に安心して避難行動がとれるよう適切な情報発信とともに、帰宅困難者対策の取組を推進します。	2-4

5) 産業・物流・エネルギー

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・ 地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・ 防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

1 市街地の整備

施策の方向	対応	R-No.
災害に強いまちづくり【再掲】	・ 大規模地震や大雨などの自然災害の発生に備えて、道路・水路の整備を推進します。 ・ 建築物の耐震化の促進による避難路・緊急輸送路の確保など、地域防災計画と連携した都市防災機能の向上を図ります。	1-1 6-4 7-1 7-2
再生可能エネルギーの活用	・ 再生可能エネルギーの効率的な活用を検討し、町民が安心して暮らすことができる環境を創出するとともに地域経済の活性化が図れるよう、エネルギーの最適利用と非常時のエネルギー供給の確保に努めます。	6-1

2 道路・水路

施策の方向	対応	R-No.
幹線道路の整備【再掲】	・ 「都市計画道路金子開成和田河原線」は、県及び関係機関との調整を行い、町として必要な用地確保を行うなど、早期完成をめざします。 ・ 交通量の増加が見込まれる「町道4・5号線」については、県道昇格と整備促進を図ります。	2-2 6-4

(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

① 農業・商業・工業

1 農業

施策の方向	対応	R-No.
有害鳥獣による農作物被害の抑止	・ 鳥獣被害対策実施隊と連携して有害鳥獣の捕獲を行います。 ・ 防護柵の設置や新技術の導入を行います。 ・ 有害鳥獣の捕獲従事者の人材確保を推進するとともに、捕獲後の個体処理方法についても検討を進めます。	2-1

② 観光

1 観光

施策の方向	対応	R-No.
観光の拠点づくり【再掲】	・ 農業体験施設「四季の里」やおおいゆめの里などの観光資源は、観光客をはじめとして多くの人の集まる施設であり、防災対策の強化を図ります。	1-2

6) 環境・農林水産

(2) みんなが笑顔になれるまち

② 健康

2 地域医療

施策の方向	対応	R-No.
医療体制の充実【再掲】	・ 町民がいつでも安心して医療を受けられるように、関係医療機関との更なる連携強化を図り、持続可能な地域医療体制づくりを促進するとともに、災害発生時を想定した準備を進めます。 ・ 災害時に医療救護活動が円滑にできるように、医療救護体制の整備・充実を図るとともに、傷病者や被災者ケアのため、職員の知識の習得及び対応マニュアルの作成について検討します。	2-5

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・ 地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・ 防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連
地域防災体制の充実【再掲】	・ 県と連携のもと、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊対策工事を促進します。	1-4 1-5 7-5

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

1 市街地の整備

施策の方向	対応	R-No.
再生可能エネルギーの活用【再掲】	・ 再生可能エネルギーの効率的な活用を検討し、町民が安心して暮らすことができる環境を創出するとともに地域経済の活性化を図れるよう、エネルギーの最適利用と非常時のエネルギー供給の確保に努めます。	6-1

3 上水道

施策の方向	対応	R-No.
水源の保全【再掲】	安全で安定した水供給のため、水源地周辺における地下水位などの現況把握に努めるとともに、水質に影響が懸念される土地利用の変化について監視していきます。	2-1

6 公共施設

施策の方向	対応	R-No.
公共施設マネジメントの推進【再掲】	公共施設等個別施設計画及び学校施設長寿命化計画などに基づき、将来の財政負担や利用需要の変化等に配慮した公共施設の老朽化などに対する維持管理や整備等を推進します。	3-1

② 環境

1 低炭素・循環型社会

施策の方向	対応	R-No.
廃棄物の適正処理【再掲】	- 足柄東部清掃組合の処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、1市5町及び関係機関との協議によりごみ処理の広域化を推進し、環境に配慮した廃棄物の適正処理を行います。 - 災害時に発生する災害廃棄物について、集積所の確保等対策を構築します。	8-1

2 環境共生

施策の方向	対応	R-No.
環境汚染の防止	神奈川県生活環境の保全等に関する条例や関係法令などに基づき、公害の発生防止や発生時の早期対応を図るため、県と連携し、立ち入り調査及び指導などを行うとともに、災害発生時における対策を構築します。	7-4

3 生活衛生

施策の方向	対応	R-No.
生活排水・し尿の適正処理【再掲】	- 生活排水による公共用水域の汚染防止のため、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置の促進、並びに維持管理補助金制度による適正な維持管理の促進を図ります。 - 足柄上衛生組合の処理施設の適正な維持管理を推進し、し尿などの安定処理を図ります。	6-3

(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

① 農業・商業・工業

1 農業

施策の方向	対応	R-No.
農業生産基盤の整備	・ 地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設など都市基盤整備とあわせた農業用道水路を整備します。 ・ 農地の集積・集約化を推進するなかで効果的な農業生産基盤の整備を進めます。 ・ 既存施設を有効かつ安全に活用するため、十分な点検を行うとともに、計画的な改修や修繕を行います。	1-4 1-5 7-5
有害鳥獣による農作物被害の抑止【再掲】	・ 鳥獣被害対策実施隊と連携して有害鳥獣の捕獲を行います。 ・ 防護柵の設置や新技術の導入を行います。 ・ 有害鳥獣の捕獲従事者の人材確保を推進するとともに、捕獲後の個体処理方法についても検討を進めます。	2-1

2 商業・工業

施策の方向	対応	R-No.
商業の活性化	・ 地域経済の活性化を図るため、地域商工業を支える関係団体へ支援を行い、町民の安定した消費生活を支えます。 ・ 町内産の農産物を使用した加工品などの生産にあたり、農業生産者と商工業者の原材料流通体制を確立するとともに、地産地消を促進します。 ・ 大井中央土地区画整理事業地内への商業施設の整備を促進します。	5-3

7) 土地利用

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・ 地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・ 防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべて に関連
地域防災体制の充実【再掲】	・ 県と連携のもと、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊対策工事を促進します。	1-4 1-5 7-5

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

① 社会基盤

1 市街地の整備

施策の方向	対応	R-No.
災害に強いまちづくり【再掲】	・ 大規模地震や大雨などの自然災害の発生に備えて、道路・水路の整備を推進します。	1-1 6-4
空家対策の促進【再掲】	・ 空家の適正管理と利活用促進のため、空家の実態把握と有効な情報提供に努めるとともに、地域の生活環境に悪影響を及ぼす空家については、早期に対策を講じます。	7-2

2 道路・水路

施策の方向	対応	R-No.
道路の整備【再掲】	・道路及び交差点の改良や歩道の整備など、交通安全対策を計画的に推進します。 ・ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善を図るため、鉄道事業者との協議を進め改善を図ります。 ・丘陵地域における集落間道路の整備を推進します。 ・老朽化した橋りょうや道路施設などは、計画的な修繕を行い長寿命化を促進します。 ・道路ネットワークの拡充を図るとともに、防災拠点へのアクセス強化及び災害時における道路交通機能の確保・安全性の向上を図ります。	6-4
水路の整備【再掲】	・年々勢力を増しているゲリラ豪雨や台風による浸水被害を軽減させるため、市街地における未整備水路の解消や、開発に伴う雨水排水対策を推進します。 ・ボトルネックとなっているＪＲ御殿場線と交差する水路の改善のため、鉄道事業者と協議を進めます。 ・水路内に堆積した土砂の浚渫を行い溢水による被害を軽減します。	1-3

3 上水道

施策の方向	対応	R-No.
水源の保全【再掲】	・安全で安定した水供給のため、水源地周辺における地下水位などの現況把握に努めるとともに、水質に影響が懸念される土地利用の変化について監視していきます。	2-1

（５）地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

① 農業・商業・工業

1 農業

施策の方向	対応	R-No.
農業生産基盤の整備【再掲】	・ 地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設など都市基盤整備とあわせた農業用道水路を整備します。 ・ 農地の集積・集約化を推進するなかで効果的な農業生産基盤の整備を進めます。 ・ 既存施設を有効かつ安全に活用するため、十分な点検を行うとともに、計画的な改修や修繕を行います。	1-4 1-5 7-5

2 商業・工業

施策の方向	対応	R-No.
商業の活性化【再掲】	・ 地域経済の活性化を図るため、地域商工業を支える関係団体へ支援を行い、町民の安定した消費生活を支えます。 ・ 町内産の農産物を使用した加工品などの生産にあたり、農業生産者と商工業者の原材料流通体制を確立するとともに、地産地消を促進します。 ・ 大井中央土地区画整理事業地内への商業施設の整備を促進します。	5-3

第2項 横断的分野

1) リスクコミュニケーション

(1) 地域がつながり地域で育むまち

① 協働

2 まちづくりへの町民参加

施策の方向	対応	R-No.
地域活動の促進	・ 町内団体を対象とした助成制度を充実し、町民による防災活動を含めた地域活動を促進します。	8-2 8-4

4 自治活動

施策の方向	対応	R-No.
自治活動の支援	・ 自治会と連携を図るとともに、助成制度や自治会担当職員制度などにより、災害時においても持続可能な組織づくりを支援します。 ・ 町民が積極的に自治活動に参加できるような地域コミュニティづくりを進め、災害時における支え合いの基盤づくりを進めます。	8-2 8-4

③ 文化

3 文化財の保護と活用

施策の方向	対応	R-No.
文化財の保護と活用	・ 文化財は町民のアイデンティティの一部を担っていることから、防災対策を推進します。	1-2 1-4 1-5 7-1 8-4

(2) みんなが笑顔になれるまち

③ 福祉

1 地域福祉

施策の方向	対応	R-No.
地域福祉を担う人づくり	・ 住民が交流する機会の提供や福祉のこころを育む福祉教育の充実を推進します。 ・ 地域での支え合い活動を促進するため、社会福祉協議会との連携を強化します。	8-2

施策の方向	対応	R-No.
安心して暮らせるまちづくり	・ 包括的な相談支援体制の整備と災害や防災に備えた支え合いの地域づくり、福祉施設の改修等による環境整備支援に取り組みます。	8-2

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進	・ 地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・ 防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連
地域防災体制の充実	・ 地域防災力の維持・強化を図るため、各自治会が実施する自主防災組織活動を支援します。 ・ 各種防災研修事業の実施、防災士活動の普及と活動支援などを通じて、地域防災のリーダー育成を推進します。	8-2
防災意識の高揚	・ ハザードマップや町広報紙などの刊行物をはじめ、ホームページやメール配信サービスなどネット環境への掲示や配信を活用した多様な情報発信を推進します。 ・ 自主防災組織リーダー研修や出前講座など、直接町民と防災に関し対話できる機会を多く創設し、住民理解が深まるよう防災に係る啓発活動を推進します。 ・ 具体的な課題を掲げた防災訓練を実施することで、参加者の防災意識の高揚を図ります。	8-2

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

② 環境

4 公園・緑地

施策の方向	対応	R-No.
公園の管理・活用	・ 既設の公園の再整備や管理を地域住民の協力を得て推進するとともに、災害時における防災公園としての機能を適正配置していきます。	3-1

(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

② 観光

1 観光

施策の方向	対応	R-No.
観光資源の開発と PR	・観光やハイキングコースなどへの観光客が、災害時に安心して避難行動がとれるよう適切な情報発信とともに、帰宅困難者対策の取組を推進します。	2-4

2) 人材育成

(2) みんなが笑顔になれるまち

③ 福祉

1 地域福祉

施策の方向	対応	R-No.
地域福祉を担う人づくり【再掲】	・住民が交流する機会の提供や福祉のこころを育む福祉教育の充実を推進します。 ・地域での支え合い活動を促進するため、社会福祉協議会との連携を強化します。	8-2

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

① 安全・安心

2 地域防災対策

施策の方向	対応	R-No.
地域防災計画の推進【再掲】	・地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連
地域防災体制の充実【再掲】	・地域防災力の維持・強化を図るため、各自治会が実施する自主防災組織活動を支援します。 ・各種防災研修事業の実施、防災士活動の普及と活動支援などを通じて、地域防災のリーダー育成を推進します。	8-2
防災意識の高揚【再掲】	・ハザードマップや町広報紙などの刊行物をはじめ、ホームページやメール配信サービスなどネット環境への掲示や配信を活用した多様な情報発信を推進します。 ・自主防災組織リーダー研修や出前講座など、直接町民と防災に関し対話できる機会を多く創設し、住民理解が深まるよう防災に係る啓発活動を推進します。 ・具体的な課題を掲げた防災訓練を実施することで、参加者の防災意識の高揚を図ります。	8-2

(6) 計画を実現できるまち

① 行財政運営

1 行政運営

施策の方向	対応	R-No.
行政運営の適正化	・組織機構と職員定数の適正化や職員研修などによる職員の資質向上に努め、横断的な行政運営を図るとともに、災害時において適切な対応ができるよう研修・訓練等を推進します。	3-1

第3節 重要業績指標（K P I）

大井町第6次総合計画前期基本計画に位置付けている指標のうち、国土強靱化に関連する指標は下表のとおりです。

重要業績指標（K P I）一覧

分野	施策	指標	現状値	目標値
柱1 地域がつながり地域で育むまち				
①協働	1 情報の共有	情報発信ツール数	5 個	7 個
	3 人づくりの推進	名簿の登録者数	14 人	20 人
	4 自治活動	自治会加入率	76%	78%
②教育	3 小・中学校教育	相和小学校校舎・体育館改修工事実施率（※）	0%	100%
③文化	1 学習機会の充実	出前講座実施回数	40 回	50 回
柱2 みんなが笑顔になれるまち				
②健康	1 健康づくり	健康づくり事業参加者数	1,156 人	1,200 人
	2 地域医療	医療連携会議の開催数	1 回	2 回
③福祉	4 社会保障	住宅困窮者への町営住宅入居の推進	19/22	22/22
柱3 みんなで取り組む安全・安心のまち				
①安全・安心	1 消防・救急対策	消防団員充足率	88.1%	95%
		消防団待機宿舎老朽化対策率	87.5%	100%
	2 地域防災対策	災害ボランティア（防災士）の登録者数	6 人	30 人
		防災訓練参加者数	4,361 人	4,500 人
	3 防犯対策	にこにこパトロール隊入隊者数	186 人	220 人
柱4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち				
①社会基盤	1 市街地の整備	管理不全空家の件数	5 件	2 件
		大井中央土地区画整理事業の促進	80%	100%
	2 道路・水路	橋りょうの長寿命化の推進	0%	100%
		町道501号線改良による走行時間短縮率（※）	0%	27%
	3 上水道	管路の耐震化率	0%	6%
	5 地域公共交通	町運行バス（福祉バス含む）の利用者数	4,581 人	4,600 人
②環境	6 公共施設	公共施設等個別施設計画及び学校長寿命化計画の進捗率	—	100%
	1 低炭素・循環型社会	公共施設における温室効果ガス排出量	1784.3 t-CO2	1524.8 t-CO2
	2 環境共生	地域水源林整備事業の推進	44%	100%
柱5 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち				
①農業・商業・工業	1 農業	捕獲数（※）	200 頭	220 頭
	2 商業・工業	空き店舗活用数	0 件	5 件
柱6 計画を実現できるまち				
①行財政運営	3 情報化の推進	マイナンバーカードの交付率	14%	30%
		オンライン化対応済み手続き件数	4 件	20 件

※事業計画による指標

第4節 大井町の強靱化のために優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に地域の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものから進める必要があります。

人命の保護を最優先とする観点から優先的に取り組む施策を、以下のとおり設定します。

■ 優先的に取り組む施策

事前に備えるべき目標		R-No.	起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生

資料編

資料１ リスクシナリオの比較

国の国土強靱化基本計画、神奈川県国土強靱化地域計画、大井町国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ等の比較表です。

国土強靱化基本計画（国）

基本目標	事前に備えるべき目標	R-No	起きてはならない最悪の事態（H30）
Ⅳ Ⅲ Ⅱ Ⅰ ． ． ． 迅 国 国 人 速 民 家 命 な の の の 復 財 び 保 旧 産 社 護 復 及 会 が 興 び の 最 公 重 大 共 要 限 設 機 ら に 能 れ る 被 命 害 の な 最 障 小 害 化 を 受 け ず 維 持 さ れ る	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-8	食料等の安定供給の停滞
		5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

神奈川県国土強靱化地域計画

基本目標	事前に備えるべき目標	R-No	起きてはならない最悪の事態（R4）
Ⅳ Ⅲ Ⅱ Ⅰ ． ． ． 迅 県 社 人 速 民 会 命 な の の の 復 財 重 保 旧 産 要 護 復 及 な が 興 び 機 最 公 能 大 共 が 限 施 致 図 設 命 ら に 的 れ る 係 なる 障 こ 被 害 と 害 を の 受 け 最 け 小 小 害 化 を 受 け ず 維 持 さ れ る	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
Ⅳ Ⅲ Ⅱ Ⅰ ． ． ． 迅 町 社 人 速 民 会 命 な の の の 復 財 重 保 旧 産 要 護 復 及 な が 興 び 機 最 公 能 大 共 が 限 施 致 図 設 命 ら に 的 れ る 係 なる 障 こ 被 害 と 害 を の 受 け 最 け 小 小 害 化 を 受 け ず 維 持 さ れ る	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃
	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

大井町国土強靱化地域計画

基本目標	事前に備えるべき目標	R-No	起きてはならない最悪の事態（R4）
Ⅳ Ⅲ Ⅱ Ⅰ ． ． ． 迅 町 社 人 速 民 会 命 な の の の 復 財 重 保 旧 産 要 護 復 及 な が 興 び 機 最 公 能 大 共 が 限 施 致 図 設 命 ら に 的 れ る 係 なる 障 こ 被 害 と 害 を の 受 け 最 け 小 小 害 化 を 受 け ず 維 持 さ れ る	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない		
		5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動の維持への甚大な影響
		5-2	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
Ⅳ Ⅲ Ⅱ Ⅰ ． ． ． 迅 町 社 人 速 民 会 命 な の の の 復 財 重 保 旧 産 要 護 復 及 な が 興 び 機 最 公 能 大 共 が 限 施 致 図 設 命 ら に 的 れ る 係 なる 障 こ 被 害 と 害 を の 受 け 最 け 小 小 害 化 を 受 け ず 維 持 さ れ る	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

資料2 脆弱性評価と対応【一覧】

大井町第6次総合計画前期基本計画における個別の施策順に脆弱性評価とその対応方針をまとめました。

大井町第6次総合計画前期基本計画				脆弱性評価	対応	R-No.	事前に備えるべき目標ごとの推進方針	分野ごとの推進方針	
6つの柱	分野	施策	施策の方向					個別施策分野	横断的分野
(1) 地域がつながり地域で育むまち	① 協働	1 情報の共有	情報の発信	SNSなど時代に即したツールの活用を図るとともに、広報紙、町ホームページ、地域情報誌などを活用して町内外へ積極的に情報を発信する必要があります。 また、緊急時には、SNSや町ホームページなどを活用した情報伝達が課題となります。	・SNSや広報紙、町ホームページ、地域情報誌などを活用して町内外へ積極的に情報を発信します。 ・緊急時には、SNSや町ホームページなどを活用した情報伝達を行います。	4-1 4-2 4-3 6-5 8-6	4	4	
		2 まちづくりへの町民参加	地域活動の促進	町内団体を対象とした助成制度の充実を図り、町民による防災活動を含めた地域活動を促進する必要があります。	・町内団体を対象とした助成制度を充実し、町民による防災活動を含めた地域活動を促進します。	8-2 8-4	8		1
		4 自治活動	自治活動の支援	自治会と連携を図るとともに、助成制度や自治会担当職員制度などにより、災害時においても持続可能な組織づくりへの支援を行っていく必要があります。 また、町民が積極的に自治活動に参加できるような地域コミュニティづくりを図ります。	・自治会と連携を図るとともに、助成制度や自治会担当職員制度などにより、災害時においても持続可能な組織づくりを支援します。 ・町民が積極的に自治活動に参加できるような地域コミュニティづくりを進め、災害時における支え合いの基盤づくりを進めます。	8-2 8-4	8		1
			自治活動拠点の整備支援	自治活動の拠点となり、災害時において地域防災活動の拠点となる集会施設の建替えや改修を支援していく必要があります。	・自治会からの要望に基づき、自治活動の拠点となり、災害時において地域防災活動の拠点となる集会施設の整備、機能強化を支援します。	8-2 8-4	8	1	
	② 教育	2 保育園運営	保育体制・内容の充実	今後認定こども園の設置にあたり、園舎の耐震化・防犯対策強化を図り、安全で快適な保育環境を整備する必要があります。	・保育園の施設整備については、園舎の耐震化や防犯対策を強化し、安全で快適な保育環境を整備することで、より良い保育所運営を推進します。	1-1	1	1	
		3 小・中学校教育	教育環境の整備・充実	計画的に施設や設備の改修を行うことによって長寿命化を図り、安全で快適な教育環境を整備するとともに、災害時における避難所としての機能強化を図る必要があります。	・学校教育施設については、計画的に施設・設備の改修による長寿命化を図り、安全で快適な教育環境を整備するとともに、災害時における避難所としての機能強化を図ります。	1-1	1	1	
	③ 文化	2 生涯スポーツ	スポーツ施設の充実	総合体育館を始めとした各スポーツ施設の適切な維持管理に努め、あわせて災害時における拠点として機能強化を図る必要があります。	・総合体育館を始めとした各スポーツ施設の適切な維持管理に努め、あわせて災害時における避難・活動拠点として機能強化を図ります。	1-1	1	1	
		3 文化財の保護と活用	文化財の保護と活用	文化財は町民のアイデンティティの一部を担っていることから、防災対策を強化する必要があります。	・文化財は町民のアイデンティティの一部を担っていることから、防災対策を推進します。	1-2 1-4 1-5 7-1 8-4	1 7 8		1
(2) みんなが笑顔になれるまち	② 健康	1 健康づくり	健康づくりの推進	町民の健康づくりを進め、災害を乗り切れる心身の健康づくりを推進する必要があります。 感染症対策として、予防接種法に基づく各種予防接種を実施するとともに、災害発生における避難所の運営やまん延防止対策を強化する必要があります。	・町民の健康づくりを進め、災害発生時においても困難を乗り切れる心身の健康づくりを促進します。 ・感染症対策として、予防接種法に基づく各種予防接種を実施するとともに、災害発生時には避難所の運営や感染症のまん延防止対策を徹底します。	2-6 2-7	2	3	
		2 地域医療	医療体制の充実	町民がいつでも安心して医療を受けられるように、関係医療機関と連携を図り、持続可能な地域医療体制づくりを促進する必要があります。 災害時に医療救護活動が円滑にできるように、医療救護体制の整備・充実を図るとともに、傷病者や被災者ケアのため、職員の知識の習得及び対応マニュアルの作成を検討する必要があります。	・町民がいつでも安心して医療を受けられるように、関係医療機関との更なる連携強化を図り、持続可能な地域医療体制づくりを促進するとともに、災害発生時を想定した準備を進めます。 ・災害時に医療救護活動が円滑にできるように、医療救護体制の整備・充実を図るとともに、傷病者や被災者ケアのため、職員の知識の習得及び対応マニュアルの作成について検討します。	2-5	2	6	
				新型コロナウイルスなどの感染症に対応するため、役場や保健福祉センターなどの町有施設に予防対策物品を備蓄する必要があります。	・新型コロナウイルスなどの感染症に対応するため、役場や保健福祉センターなどの町有施設に予防対策物品の備蓄を進めます。	2-6 2-7	2	3	
	③ 福祉	1 地域福祉	地域福祉を担う人づくり	住民が交流する機会の提供や福祉のこころを育む福祉教育の充実、地域での支え合い活動などを促進していく必要があります。	・住民が交流する機会の提供や福祉のこころを育む福祉教育の充実を推進します。 ・地域での支え合い活動を促進するため、社会福祉協議会との連携を強化します。	8-2	8		すべてに関連
			安心して暮らせるまちづくり	包括的な相談支援体制の整備と災害や防災に備えた支え合いの地域づくり、福祉施設の改修等による環境整備支援に取り組む必要があります。	・包括的な相談支援体制の整備と災害や防災に備えた支え合いの地域づくり、福祉施設の改修等による環境整備支援に取り組みます。	8-2	8	3	1

大井町第 6 次総合計画前期基本計画				脆弱性評価	対応	R-No.	事前に備えるべき目標 ごとの推進方針	分野ごとの推進方針	
6 つの柱	分野	施策	施策の方向					個別施策分野	横断的分野
		4 社会保障	町営住宅の適切な運営	住宅困窮者への住宅を確保し、良好な住環境維持を図る必要があります。また、建物の老朽化に対して計画的に建物の補修などを行い、管理コストの削減が課題となります。	・町営住宅の老朽化等に対して計画的に建物の補修などを行い、管理コストの削減と良好な住環境の維持に取り組みます。	3-1	3	2 3	
(3) みんなで取り組む安全・安心のまち	① 安全・安心	1 消防・救急対策	消防体制の維持と消防施設の充実	小田原市消防本部と消防団との連携を強化するとともに、消防団のあり方を検証することで消防団の機能の維持に努める必要があります。また、消防水利の確保や老朽化した施設・車両・資材の更新を計画的に実施していく必要があります。	・小田原市消防本部と消防団との連携を強化するとともに、消防団のあり方の検証と消防団機能の維持に努めます。 ・消防水利の確保や老朽化した施設・車両・資機材などの更新を計画的に実施します。	2-3	2	1	
			救急医療体制の強化	小田原消防本部や医療機関との連携を強化し、救急体制や災害時の医療救護体制を整備する必要があります。	・小田原消防本部や医療機関との連携を強化し、救急体制や災害時の医療救護体制の整備を推進します。	2-3 2-5	2	1	
		2 地域防災対策	地域防災計画の推進	地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図る必要があります。また、各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策により、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。	・地域防災計画に基づき、地震災害や風水害など、想定される各種災害に対する防災体制の強化を図ります。 ・防災に係る各対策計画の推進にあたっては、災害教訓や訓練結果の検証をふまえた個別計画などの見直しを通じ、より実効性の高い事前対策、応急・復旧対策、仮設住宅や仮事業用地の確保対策等により、災害に強いまちづくりを推進します。	すべてに関連	すべてに関連	すべてに関連	すべてに関連
			地域防災体制の充実	地域防災力の強化を図るため、各自治会が実施する自主防災組織活動を支援するとともに、防災研修事業の実施、防災士活動の普及促進・活動支援などを通じ、地域防災のリーダー育成を推進する必要があります。	・地域防災力の維持・強化を図るため、各自治会が実施する自主防災組織活動を支援します。 ・各種防災研修事業の実施、防災士活動の普及と活動支援などを通じて、地域防災のリーダー育成を推進します。	8-2	8	1	すべてに関連
				県と連携のもと、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊対策工事を推進する必要があります。	・県と連携のもと、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊対策工事を促進します。	1-4 1-5 7-5	1 7	2 6 7	
			防災意識の高揚	ハザードマップや町広報紙などの刊行物をはじめ、ホームページや SNS の活用など、様々なメディアで情報発信を行う必要があります。自主防災組織リーダー研修や出前講座など、住民理解が深まるよう防災啓発を図っていく必要があります。具体的な課題を掲げた防災訓練を実施することで、参加者の防災意識の高揚を図っていく必要があります。	・ハザードマップや町広報紙などの刊行物をはじめ、ホームページやメール配信サービスなどネット環境への掲示や配信を活用した多様な情報発信を推進します。 ・自主防災組織リーダー研修や出前講座など、直接町民と防災に関し対話できる機会を多く創設し、住民理解が深まるよう防災に係る啓発活動を推進します。 ・具体的な課題を掲げた防災訓練を実施することで、参加者の防災意識の高揚を図ります。	8-2	8	1 4	すべてに関連
			災害備蓄品の充実と防災資機材倉庫の整備	災害の発生に備え、食料・生活用品・資機材などの備蓄の充実を図るとともに、各種応援協定等による支援の確保と受援体制を整備する必要があります。	・災害の発生に備え、食料・生活用品・資機材などの備蓄の充実を図るとともに、各種応援協定等による支援の確保と受援体制の整備を推進します。 ・支援・受援の拠点となる防災備蓄倉庫の管理運営に取り組みます。	3-1 7-3	3 7	1 2	
			要配慮者支援体制の整備	心身機能や意思疎通などに困難を伴うことが予想される要配慮者に対する災害時の安全確保、避難行動やその後の避難生活について、関係機関と連携し、支援体制を整備していく必要があります。	・心身機能や意思疎通などに困難を伴うことが予想される要配慮者に対する災害時の安全確保・避難行動やその後の避難生活について、関係機関と連携し支援体制を整備します。	8-2	8	3	
		3 防犯対策	防犯対策と防犯施設の充実	自主的な防犯ボランティア（にこにこパトロール隊）の活動支援など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図る必要があります。	・自主的な防犯ボランティア（にこにこパトロール隊）の活動支援など、地域ぐるみの防犯体制の充実、災害発生時における防犯対策の充実を図ります。	8-2	8	1	
(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち	① 社会基盤	1 市街地の整備	災害に強いまちづくり	大規模地震や大雨などの自然災害の発生に備えて、引き続き道水路の整備を行う必要があります。	・大規模地震や大雨などの自然災害の発生に備えて、道路・水路の整備を推進します。	1-1 6-4	1 6	2 5 7	
				建築物の耐震化の促進による避難路・緊急輸送路の確保など、地域防災計画と連携した都市防災機能の向上を図る必要があります。	・建築物の耐震化の促進による避難路・緊急輸送路の確保など、地域防災計画と連携した都市防災機能の向上を図ります。	7-1 7-2	7	1 2 5	
			景観の保全	恵まれた自然景観を保全するとともに、ブロック塀の生け垣化など市街地における都市景観の形成を推進する必要があります。	・恵まれた自然景観を保全するとともに、ブロック塀の生け垣化など市街地における都市景観の形成を促進します。	6-4	6	2	
			にぎわいのある拠点の形成	「未病バレー BIOTOPIA（ビオトピア）」については、地域の活性化に寄与するにぎわいのある拠点の形成への誘導を図ることとしており、防災対策が必要です。	・「未病バレー BIOTOPIA（ビオトピア）」については、地域の活性化に寄与するにぎわいのある拠点の形成を促進しており、あわせて防災対策を推進します。	1-2	1	2	
			再生可能エネルギーの活用	再生可能エネルギーの効率的な活用を検討し、町民が安心して暮らすことができる環境を創出するとともに地域経済の活性化を図れるよう、エネルギーの最適利用と非常時のエネルギー供給の確保に努める必要があります。	・再生可能エネルギーの効率的な活用を検討し、町民が安心して暮らすことができる環境を創出するとともに地域経済の活性化を図れるよう、エネルギーの最適利用と非常時のエネルギー供給の確保に努めます。	6-1	6	5 6	

大井町第 6 次総合計画前期基本計画				脆弱性評価	対応	R-No.	事前に備えるべき目標ごとの推進方針	分野ごとの推進方針	
6 つの柱	分野	施策	施策の方向					個別施策分野	横断的分野
			空家対策の促進	空家の適正管理の促進と利活用を推進するため、空家の実態把握と有効な情報提供に努めるとともに、地域の生活環境に悪影響を及ぼす空家については、早期に対策を講じる必要があります。	・空家の適正管理と利活用促進のため、空家の実態把握と有効な情報提供に努めるとともに、地域の生活環境に悪影響を及ぼす空家については、早期に対策を講じます。	7-2	7	1 2 7	
		2 道路・水路	幹線道路の整備	「都市計画道路金子開成和田河原線」は、県及び関係機関との調整を行い、町として必要な用地確保を行うなど、早期完成を図る必要があります。 また、交通量の増加が見込まれる「町道 4・5 号線」については、県道昇格と整備促進を図る必要があります。	・「都市計画道路金子開成和田河原線」は、県及び関係機関との調整を行い、町として必要な用地確保を行うなど、早期完成をめざします。 ・交通量の増加が見込まれる「町道 4・5 号線」については、県道昇格と整備促進を図ります。	2-2 6-4	2 6	1 2 5	
			道路の整備	道路及び交差点の改良や歩道の整備などにより、交通安全対策を計画的に推進するとともに、ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善を図るため、鉄道事業者との協議を進める必要があります。 また、丘陵地域における集落間道路の整備を推進する必要があります。 さらに、老朽化した橋りょうや道路施設などについては、計画的な修繕を行うことで、道路施設の長寿命化を促進する必要があります。 災害時における道路ネットワークを形成する必要があります。	・道路及び交差点の改良や歩道の整備など、交通安全対策を計画的に推進します。 ・ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善を図るため、鉄道事業者との協議を進め改善を図ります。 ・丘陵地域における集落間道路の整備を推進します。 ・老朽化した橋りょうや道路施設などは、計画的な修繕を行い長寿命化を促進します。 ・道路ネットワークの拡充を図るとともに、防災拠点へのアクセス強化及び災害時における道路交通機能の確保・安全性の向上を図ります。	6-4	6	1 2 7	
			水路の整備	年々勢力を増しているゲリラ豪雨や台風による浸水被害を軽減させるため、市街地における未整備水路の解消や、開発に伴う雨水排水対策を推進する必要があります。 また、ボトルネックとなっているＪＲ御殿場線と交差する水路の改善を図るため、鉄道事業者と協議を進める必要があります。 さらに、水路内に堆積した土砂の浚渫を行い溢水による被害を軽減する必要があります。	・年々勢力を増しているゲリラ豪雨や台風による浸水被害を軽減させるため、市街地における未整備水路の解消や、開発に伴う雨水排水対策を推進します。 ・ボトルネックとなっているＪＲ御殿場線と交差する水路の改善のため、鉄道事業者と協議を進めます。 ・水路内に堆積した土砂の浚渫を行い溢水による被害を軽減します。	1-3	1	2 7	
		3 上水道	水源の保全	安全で安定した水を供給するため、水源地周辺における地下水位などの現況把握や水質に影響が懸念されるような土地利用の変化について監視していく必要があります。	・安全で安定した水供給のため、水源地周辺における地下水位などの現況把握に努めるとともに、水質に影響が懸念される土地利用の変化について監視していきます。	2-1	2	1 2 3 6 7	
			施設設備の更新及び耐震化	水の安定供給を図るため、配水管をはじめ、各施設・設備などについて、老朽化・耐用年数等に配慮しながら更新・改良を推進する必要があります。	・水の安定供給のため、配水管をはじめ、各施設・設備などについて、老朽化・耐用年数等に配慮しながら更新・改良を推進します。	2-1 6-2	2 6	2	
		4 下水道	計画的な修繕・改築	下水道施設の修繕・改築等を計画的かつ効率的に推進するとともに、不明水の侵入や道路陥没などの防止を図る必要があります。	・下水道施設の修繕・改築等を計画的かつ効率的に推進するとともに、不明水侵入や道路陥没などの防止を図ります。	6-3	6	2 3	
		5 地域公共交通	持続可能な公共交通ネットワークの形成	公共交通全般について、現状の把握及び課題の抽出を行い、公共交通政策のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定し、定期的な点検・評価を実施することにより、事業を効率的・効果的に進め、持続可能な公共交通ネットワークの形成に努める必要があります。	・公共交通に係る事業を効率的・効果的に進め、持続可能な公共交通ネットワークの形成に努めます。	5-2 6-4	5 6	2	
		6 公共施設	公共施設マネジメントの推進	公共施設等個別施設計画及び学校施設長寿命化計画などに基づき、将来の財政負担や利用需要の変化等に配慮した公共施設の老朽化などに対する維持管理や整備等を推進する必要があります。	・公共施設等個別施設計画及び学校施設長寿命化計画などに基づき、将来の財政負担や利用需要の変化等に配慮した公共施設の老朽化などに対する維持管理や整備等を推進します。	3-1	3	1 2 3 6	
	② 環境	1 低炭素・循環型社会	廃棄物の適正処理	足柄東部清掃組合の処理施設における適正な維持管理に努めるとともに、１市５町及び関係機関との協議によりごみ処理の広域化を推進し、環境に配慮した廃棄物の適正処理を行う必要があります。 また、災害時に発生する廃棄物について、対策を構築する必要があります。	・足柄東部清掃組合の処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、１市５町及び関係機関との協議によりごみ処理の広域化を推進し、環境に配慮した廃棄物の適正処理を行います。 ・災害時に発生する災害廃棄物について、集積所の確保等対策を構築します。	8-1	8	1 6	
		2 環境共生	環境汚染の防止	神奈川県生活環境の保全等に関する条例や関係法令などに基づき、公害の発生防止や発生時の早期対応を図るため、県と連携し、立ち入り調査及び指導などを行うとともに、災害発生時における対策を構築する必要があります。	・神奈川県生活環境の保全等に関する条例や関係法令などに基づき、公害の発生防止や発生時の早期対応を図るため、県と連携し、立ち入り調査及び指導などを行うとともに、災害発生時における対策を構築します。	7-4	7	6	
		3 生活衛生	生活排水・し尿の適正処理	生活排水による公共用水域の汚染防止のため、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置の促進、並びに維持管理補助金制度による適正な維持管理が必要です。 また、足柄上衛生組合の処理施設の適正な維持管理を推進し、し尿などの安定処理を図る必要があります。	・生活排水による公共用水域の汚染防止のため、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置の促進、並びに維持管理補助金制度による適正な維持管理の促進を図ります。 ・足柄上衛生組合の処理施設の適正な維持管理を推進し、し尿などの安定処理を図ります。	6-3	6	3 6	

大井町第 6 次総合計画前期基本計画				脆弱性評価	対応	R-No.	事前に備えるべき目標ごとの推進方針	分野ごとの推進方針	
6 つの柱	分野	施策	施策の方向					個別施策分野	横断的分野
		4 公園・緑地	公園の管理・活用	既設の公園の再整備や管理を地域住民の協力を得て推進するとともに、災害時における防災公園としての機能を適正配置していく必要があります。	・既設の公園の再整備や管理を地域住民の協力を得て推進するとともに、災害時における防災公園としての機能を適正配置していきます。	3-1	3	1 2	1
(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち	① 農業・商業・工業	1 農業	農業生産基盤の整備	地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設など都市基盤整備とあわせた農業用道水路の整備、さらに農地の集積・集約化を推進するなかで効果的な農業生産基盤の整備を進める必要があります。 また、既存施設を有効かつ安全に活用するため、十分な点検を行うとともに、計画的な改修や修繕が必要です。	・地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設など都市基盤整備とあわせた農業用道水路を整備します。 ・農地の集積・集約化を推進するなかで効果的な農業生産基盤の整備を進めます。 ・既存施設を有効かつ安全に活用するため、十分な点検を行うとともに、計画的な改修や修繕を行います。	1-4 1-5 7-5	1 7	6 7	
			有害鳥獣による農作物被害の抑止	有害鳥獣による農作物被害が増加しているため、鳥獣被害対策実施隊と連携して有害鳥獣の捕獲を行うとともに、防護柵の設置や新技術の導入などにより農作物の被害を抑止する必要があります。	・鳥獣被害対策実施隊と連携して有害鳥獣の捕獲を行います。 ・防護柵の設置や新技術の導入を行います。 ・有害鳥獣の捕獲従事者の人材確保を推進するとともに、捕獲後の個体処理方法についても検討を進めます。	2-1	2	5 6	
		2 商業・工業	商業の活性化	地域経済の活性化を図るため、地域商工業を支える関係団体へ支援を行い、町民の安定した消費生活を支える必要があります。 町内産の農産物を使用した加工品などの生産にあたり、農業生産者と商工業者の原材料流通体制を確立するとともに、地産地消を促進する必要があります。 大井中央土地区画整理事業地内への商業施設の整備を促進する必要があります。	・地域経済の活性化を図るため、地域商工業を支える関係団体へ支援を行い、町民の安定した消費生活を支えます。 ・町内産の農産物を使用した加工品などの生産にあたり、農業生産者と商工業者の原材料流通体制を確立するとともに、地産地消を促進します。 ・大井中央土地区画整理事業地内への商業施設の整備を促進します。	5-3	5	6 7	
	② 観光	1 観光	観光の拠点づくり	農業体験施設「四季の里」やおおいゆめの里などの観光資源には観光客をはじめとして人の集まる施設であり、防災対策を推進する必要があります。	・農業体験施設「四季の里」やおおいゆめの里などの観光資源は、観光客をはじめとして多くの人の集まる施設であり、防災対策の強化を図ります。	1-2	1	1 5	
			観光資源の開発と P R	観光やハイキングコースなどへの観光客が、災害時に安心して避難行動がとれるよう適切な情報発信とともに、帰宅困難者対策の取組が必要です。	・観光やハイキングコースなどへの観光客が、災害時に安心して避難行動がとれるよう適切な情報発信とともに、帰宅困難者対策の取組を推進します。	2-4	2	1 4	1
	① 行財政運営	1 行政運営	行政運営の適正化	組織機構と職員定数の適正化や職員の資質向上に努め、横断的な行政運営を図るとともに、災害時において適切な対応ができるよう研修・訓練等が必要です。	・組織機構と職員定数の適正化や職員研修などによる職員の資質向上に努め、横断的な行政運営を図るとともに、災害時において適切な対応ができるよう研修・訓練等を推進します。	3-1	3	1	2
	② 広域行政	1 広域行政	広域体制の充実	増大する広域行政課題に適切に対処するため、近隣市町との連携・調整を図り、広域行政体制の充実に努める必要があります。	・増大する広域行政課題に適切に対処するため、近隣市町との連携・調整を図るとともに、災害時応援協定の締結を進めるなど、広域行政体制の充実に努めます。	2-2 8-3	2 8	1	

※R-No.（リスクシナリオ番号）は 5 ページ参照

事前に備えるべき目標ごとの推進方針は 2 ページ参照

個別施策分野と横断的分野は 7 ページ参照

大井町国土強靱化地域計画

令和4年3月

発行 大井町

〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995

☎0465-83-1311（代表）

HP <https://www.town.oi.kanagawa.jp/>